（様式第６－２号）

**仙台市生活自立・仕事相談センター運営事業に関する共同体協定書**

（目的）

第１条　当共同体は、仙台市生活自立・仕事相談センター運営事業及び当該事業の付帯業務を共同連帯して営むことを目的とする。

　（名称）

第２条　当共同体は、　　　　　　　　　　（以下「共同体」という。）と称する。

　（共同体の事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を仙台市　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は、本協定書の締結の日に成立し、業務完了後、実績報告書を提出し、その報告内容について仙台市の承認が得られるまで、解散しない。

２　前項の規定にかかわらず、共同体は、他の法人その他の団体が当該委託業務を仙台市と契約締結したとき、又は構成員の脱退若しくは除名により当該共同体の構成員が１団体となるときは、解散する。

　（構成員の名称及び所在地）

第５条　共同体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　称 | 所　在　地 |
|  |  |
|  |  |

（代表者の名称）

第６条　共同体は、　　　　　　　　　　を代表法人（以下「代表法人」という。）とする。

　（代表者の権限）

第７条　代表法人は、次の権限を有するものとする。

⑴　当該業務プロポーザルに係る提出書類の作成及び提出

⑵　仙台市との契約の締結

⑶　当該業務についての委託料の請求及び受領

⑷　その他当該業務に係る仙台市との折衝

　（構成員の業務分担及び責任）

第８条　構成員は、共同体の業務を次の表のとおり分担し、責任を持って履行するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員の名称 | 分担する業務 |
|  |  |
|  |  |

２　構成員は、前項の業務の履行及びその履行に伴い共同体が負担すべき債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

　（取引金融機関）

第９条　共同体の取引金融機関は、代表法人の名義の預金口座によって取引するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第10条　本協定書に基づく共同体及び構成員の権利義務は、他者に譲渡することができない。

　（構成員の脱退）

第11条　構成員はやむを得ない事由があるときは、共同体を脱退することができる。

２　前項の場合のほか、構成員は、破産手続開始の決定を受けたことをもって脱退する。

　（構成員の除名）

第12条　構成員の除名は、正当な事由がある場合に限り、あらかじめ仙台市の承認を得て、他の構成員の一致によりすることができる。

２　前項の規定により構成員を除名したときは、その旨を当該構成員に通知しなければならない。

　（協定書に定めのない事項）

第13条　本協定書に定めのない事項については、構成員の協議により定めるものとする。

　　年　　月　　日

構成員（代表者）　所在地

　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　代表者職氏名

構成員　　　　　　所在地

　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　代表者職氏名

※　この様式を参考に共同体の協定書を作成し、写しを提出してください。